

京都市告示第663号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市葵児童館	京都市左京区下鴨北野々神町26番地 一般社団法人京都市母子寡婦福祉連 合会	令和2年4月1 日から令和8年 3月31日まで
京都市じゅらく児童館	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊 町83番地の1 社会福祉法人京都市社会福祉協議会	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)